

株式会社システムネットワーク インターネットサーバサービス約款

第1節 総則

第1条 (取扱いの準則)

株式会社システムネットワーク(以下「当社」とします)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」といいます)その他の法令の規定によるほか、法第31条第5項の規定に基づき当社が定めたこの「インターネットサーバサービス約款」(以下「この約款」といいます)によってインターネットサーバサービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。変更を行った場合は当社のホームページに新しい約款を掲載します。この場合、料金その他の提供条件は、変更後のインターネットサーバサービス約款によります。

第3条 (定義)

- (1) 「契約者」とはこの約款において、当社と利用契約を締結している方をいいます。契約者が18歳未満の場合は保護者の承諾を必要とします。
- (2) 「利用月」とは毎月26日からその翌月の25日までとします。
- (3) インターネットサーバサービスの最低利用契約期間は1年とします。

第2節 インターネットサーバサービス品目

第4条 (インターネットサーバサービス品目)

インターネットサーバサービス(以下「本サービス」といいます)品目は、次のとおりとします。但し詳細は別表参照とします。

1. バーチャルサーバ
2. オリジナルサーバ

第3節 利用契約

第5条 (サービス提供者)

当社の提供する本サービスを用いて契約者以外を対象として、独自のサービスを行うサービス提供者は、この約款に定める契約の他に、別途契約を結ぶ必要があります。

第6条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。ただし、第11条(法人の契約者の地位の承継)及び第12条(個人の契約者の地位の承継)においてはこの限りではありません。

第4節 利用申込等

第7条 (利用申込)

本サービスの利用申込は、別に定める「インターネットサーバサービス申込書」に次の事項を記載して当社に提出していただくことにより受け付けます。

1. 利用申込をする方の氏名又は商号及び住所又は居所、法人にあってはその代表者の氏名
2. その他本サービスの提供を受けるために必要な事項

第8条 (利用契約の成立)

本サービスの利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

第9条 (申込の拒絶)

- (1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申込を承諾しない場合があります。
 - [1] 申込に係る本サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難な場合
 - [2] 本サービスの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合
 - [3] 本サービスの申込者が、第14条(提供の停止)第1項に該当する場合
 - [4] 本サービスの契約申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - [5] その他前各号に準ずる場合で、当社が、契約締結を適当でないと判断した場合
- (2) 前項の規定により、本サービスの利用の申込を拒絶した場合は、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

第5節 契約事項の変更等

第10条 (契約事項の変更等)

- (1) 契約者は、本サービス品目の変更をすることができます。この場合、当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して提出していただきます。
- (2) 当社は、前項の請求があったときは、第8条(利用契約の成立)、第9条(申込の拒絶)の規定に準じて取り扱います。

第11条 (法人の契約者の地位の承継)

- (1) 契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。
- (2) 第9条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。
- (3) 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。
- (4) 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

第12条 (個人の契約者の地位の承継)

- (1) 契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係る本サービスは終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人(相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で1名に限ります)は、引き続き当該契約による本サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。
- (2) 第9条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。

第13条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかにその旨を当社に通知してください。

第6節 提供の停止等

第14条 (提供の停止)

- (1) 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
- [1] 本サービスの料金、割増金又は遅延損害金等を支払期日を経過してもなお支払わない場合
 - [2] 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
 - [3] 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - [4] 前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある行為をした場合
 - [5] 契約者が支払に使用する振替口座が使用不能になった場合
 - [6] 契約者が18歳未満でなおかつ、保護者の同意を得ていない事が判明した場合
 - [7] 他の契約者または第三者に迷惑・不利益を与える行為をした場合
- (2) 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。
- (3) 当社は、第1項各号により損害を被った場合、契約者に損害額を請求します。

第15条 (提供の中止)

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。
- [1] 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - [2] 当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - [3] 第16条(通信利用の制限)の規定による場合
 - [4] 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になった場合
- (2) 当社は、前項第1号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その7日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。
- (3) 第1項2号、3号、4号により中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条 (通信利用の制限)

- (1) 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部又は全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又は中止する措置を取ることがあります。
- (2) 本サービスをご利用の契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

第17条 (サービスの追加、変更及び廃止)

当社は都合により、契約者に通知することなく本サービスの特定の品目のサービスを追加、変更及び廃止することがあります。

第7節 契約の解除

第18条 (当社が行う利用契約の解除)

- (1) 当社は、第14条(提供の停止)の規定により本サービス契約の利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- (2) 当社は、契約者が第14条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。
- (3) 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。

- (4) 第1項、第2項の規定により当社が利用契約の解除をした場合、解除月までの料金を頂きます。この場合、支払済みの料金は一切払い戻し致しません。

第19条 (契約者が行う利用契約の解除)

- (1) 契約者は、本サービス契約を解除するとき(第2項の規定による場合を除きます)は当社に対し、解除をする利用月の25日の20日前までに書面によりその旨を通知するものとします。
- (2) 第17条(サービスの追加、変更及び廃止)の規定により特定の品目のサービスが廃止されたとき(同条の規定により、サービス品目に変更があった場合を除きます)は、当該廃止の日に当該品目に係る本サービス契約が解除されたものとします。
- (3) 本サービスの利用の最低利用期間は1年間で、利用期間が最低利用期間に満たない場合は、最低利用期間までの料金を支払うものとします。
- (4) 支払済みの料金は一切払い戻し致しません。

第8節 料金等

第20条 (料金等)

本サービスの料金及び関連費用(以下「料金等」といいます)は以下の項目からなります。

- (1) 初期費用
契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料で、各サービス品目で定める細目からなります。
- (2) 月費用
契約者が、本サービスの対価として支払う基本料を含む費用で、各サービス品目で定める細目からなります。
- (3) 契約事項の変更に伴う費用
契約者のサービスの状態変更に係る費用。

第21条 (契約者の支払義務)

- (1) 契約者は、当社に対し、本サービスの利用に係る前条に規定した初期費用、月費用及び必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を支払うものとします。
- (2) 初期費用の支払義務は、第8条(利用契約の成立)の規定により、利用契約が成立したときに発生します。初期費用は、契約解約時にも返却いたしません。
- (3) 月費用及び年費用の支払義務は、当社がそのサービスを使用可能に設定したときに発生します。
- (4) 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更又は移転ごとに発生し、その支払義務は当社が第10条1項(契約事項の変更等)の請求を承諾したとき、又は利用契約が事由のいかんを問わず終了したときに発生します。
- (5) 第14条(提供の停止)の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います。

第22条 (料金等の支払方法)

契約者は、原則として料金等を口座振替により支払うものとします。

但し、当社が認める場合は請求書を発行するものとします。

- (1) 口座振替による場合
毎月25日を当社の締日とし、費用の振替日は当月28日(金融機関が休みの場合は翌営業日)とします。
 - [1] 初期費用
契約者登録及び新規サービスを受けた利用月の締日に初期費用の合計額を請求
 - [2] 月費用
利用月の締日に月費用の合計額を請求
 - [3] 契約事項の変更に伴う費用
契約者が第10条(契約事項の変更)の規定により、サービス品目の変更を行った場合の月費用については、

変更後の費用が変更前の費用より多い場合のみ、変更後の月費用から変更前の月費用を控除した額を請求

(2) 請求書発行後の現金振込による場合

当社が認める場合は請求書を発行し、毎月25日を当社の締日とし、費用を翌月の末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までに当社指定の口座に現金振込をするものとします。

[1] 初期費用

契約者登録及び新規サービスを受けた利用月の締日に初期費用の合計額を請求

[2] 月費用

利用月の締日に月費用の合計額を請求

[3] 契約事項の変更に伴う費用

契約者が第10条(契約事項の変更)の規定により、サービス品目の変更を行った場合の月費用については、変更後の費用が変更前の費用より多い場合のみ、変更後の月費用から変更前の月費用を控除した額を請求

第23条 (手数料)

利用料の支払に口座振替を使用する場合は、手数料として300円が月々の請求に加算されます。

請求書発行後の現金振込による場合は、金融機関への振込手数料は契約者の負担とします。

第24条 (割増金)

本サービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額を割増金として支払わなければなりません。

第25条 (遅延損害金)

契約者は、本サービスの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第26条 (消費税)

契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払を要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額（消費税法、及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。

第27条 (支払方法の変更等)

(1) 支払方法の変更を行う場合は、当社に対し、書面によりその旨を通知するものとします。

(2) 当社は、前項の請求があったときは、第8条(利用契約の成立)、第9条(申込の拒絶)の規定に準じて取り扱います。

第9節 雑則

第28条 (機密保持)

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます）を、第三者に漏らしません。

第29条 (保守)

(1) 当社は、本サービスの提供を維持するために、随時、ネットワークシステムを停止し、保守を行います。ネットワークシステムを停止する場合は、緊急の場合を除き事前に契約者に通告します。

(2) 当社は契約者が契約の容量を超過してディスクを使用している場合、また契約者のディレクトリ以外にファイルが置かれた場合、その契約者の任意のファイルを通知することなく削除することができます。

第30条 (契約者の義務)

(1) 契約者は、当社から発行されたアカウント及びパスワード管理の責任を負います。アカウント及びパスワードを

忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

- (2) 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第31条（免責）

- (1) 当社は、契約者が本サービスの利用に関し、いかなる損害を被った場合でも、何らの責任も負いません。
- (2) 当社は火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、テロ、公害や異常電圧などの事故により本サービスが停止した場合でも、何らの責任も負いません。
- (3) 当社は原則として契約者自身が使用するハードウェア及びソフトウェアの無償のサポートは行いません。
- (4) 契約者が著作権侵害等の違法の行為或いは公序良俗に反する行為をし、責任問題が発生した場合、その責任は契約者自身に帰属し、当社は何ら責任を負いません。

第10節 その他

第32条（その他）

- (1) 契約者は、契約に際し、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。
- (2) 本約款に関して訴訟の必要が生じたときは、当社所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意裁判所とします。

附 則

この約款は平成19年4月1日より契約者と当社の間で実施されるものとします。

株式会社システムネットワーク
平成 8年 6月 1日制定
平成19年 4月 1日改定